



 OKAYAMA GUARANTEE  
REPORT  
2019



# Contents

ごあいさつ…………… 1

## 岡山県信用保証協会の概要

経営理念、経営ビジョン、プロフィール、商標・会章  
(シンボルマーク)…………… 2  
沿革…………… 3  
役員構成…………… 4  
組織…………… 5

コンプライアンスの取組…………… 6

個人情報の取扱いについて…………… 8

信用保証のしくみ…………… 12

創業支援・経営支援・再生支援の取組…………… 14

平成30年度創設の保証制度…………… 18

平成30年7月豪雨による  
被災企業への支援…………… 19

広報活動・社会貢献活動の取組…………… 20

## 信用保証の状況

事業概況推移…………… 22  
金融機関群別動向…………… 24  
業種別動向…………… 25  
融資制度別動向…………… 26

## 平成30年度事業報告

当年度の業績…………… 27  
収支計算書…………… 28  
貸借対照表…………… 29  
基本財産の推移、基本財産の構成…………… 30

平成30年度～令和2年度中期事業計画…………… 31

令和元年度経営計画…………… 32

※統計資料の個々の金額は、四捨五入し千円単位・百万単位にしていますので、個々の金額の合計と、合計欄の金額が一致しない場合があります。

※構成比の数字は、小数点第二位を四捨五入していますので、個々の構成比の合計が、100%にならない場合があります。

## <表紙写真のご紹介>



玉野市  
王子が岳から望む瀬戸内海



倉敷市  
倉敷美観地区



総社市  
井山宝福寺



高梁市  
弥高山



美咲町  
大井和西の棚田



新見市  
天王八幡神社の金蛍



笠岡市  
笠岡湾干拓地のコスモス畑



岡山市  
岡山後楽園

## ごあいさつ



会 長 足 羽 憲 治

岡山県信用保証協会の業務運営につきましては、平素から格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

このたび、「岡山県信用保証協会レポート2019」を刊行しました。

本誌では、平成30年度の経営計画に沿った取組や業務実績、また新たに策定いたしました「令和元年度経営計画」の概要等について、一層のご理解をいただけるようとりまとめ掲載しております。是非ご一読くださり、経営上の参考にしていただければ幸いです。

さて、最近の我が国経済は、各種政策の効果もあり緩やかに回復しているものの、米中貿易摩擦など海外経済の不確実性により、受注の下振れを指摘する声も出るなど懸念材料も見られるところです。また、中小企業・小規模事業者の景況感については、業種・地域によってばらつきがあり、年々深刻さを増している人手不足・後継者不足など様々な問題があり予断を許さない状況が続いています。県内の景気については、緩やかに拡大しつつあると言われておりますが、中小企業・小規模事業者においては、その波及の実感が乏しく経営環境は依然として厳しいのではないかと存じます。

このような中において、私ども保証協会においては、金融機関の皆様との緊密な連携のもと、経営支援・創業支援のさらなる充実とともに、地方創生を対象とした独自の保証料割引制度の継続実施や、過去好評を博した継続型短期資金保証制度の再設などを行っております。さらに、今年度からは県内中小企業・小規模事業者の早期・計画的な事業承継準備を促し、円滑な事業承継へと繋げていけるよう「岡山県事業承継ネットワーク」と連携した支援に取り組んでおります。

今後とも役職員一同、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」として、地域中小企業者の成長と持続的発展に尽くしてまいりますので、皆様により一層のお力添えとご利用を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

令和元年8月

# 岡山県信用保証協会の概要

## 経営理念

私たち岡山県信用保証協会は、中小企業者の皆さまとともに歩み、未来への可能性と創造力を積極的に支援し、地域社会の発展に貢献いたします。

## 経営ビジョン

「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」を目指します。

## プロフィール

【平成31年3月31日現在】

根拠法律	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)
設立	昭和23年10月25日
目的	本協会は、中小企業者等のために信用保証の業務を行い、もってこれらの者に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。 (岡山県信用保証協会定款第1条)
基本財産	34,270百万円
保証債務残高	件数 33,988件
	金額 273,644百万円
利用企業者数	16,208企業
役員員数	常勤役員5名 職員85名
事務所	本所 岡山市北区野田二丁目12番23号
	倉敷支所 倉敷市大島54番地2
	津山支所 津山市大手町3番の4

## 商標・会章(シンボルマーク)



O K A Y A M A G U A R A N T E E  
岡山県信用保証協会

お客様に安心して当協会のサービスを利用いただくために、平成24年6月22日、上記商標を登録いたしました。

協会名の左側にあるブルーの会章(シンボルマーク)は、岡山県信用保証協会の頭文字(OSH)を組み合わせて鳥に図案化し、大きく羽ばたき無限の発展をはかろうという願いをこめたものです。

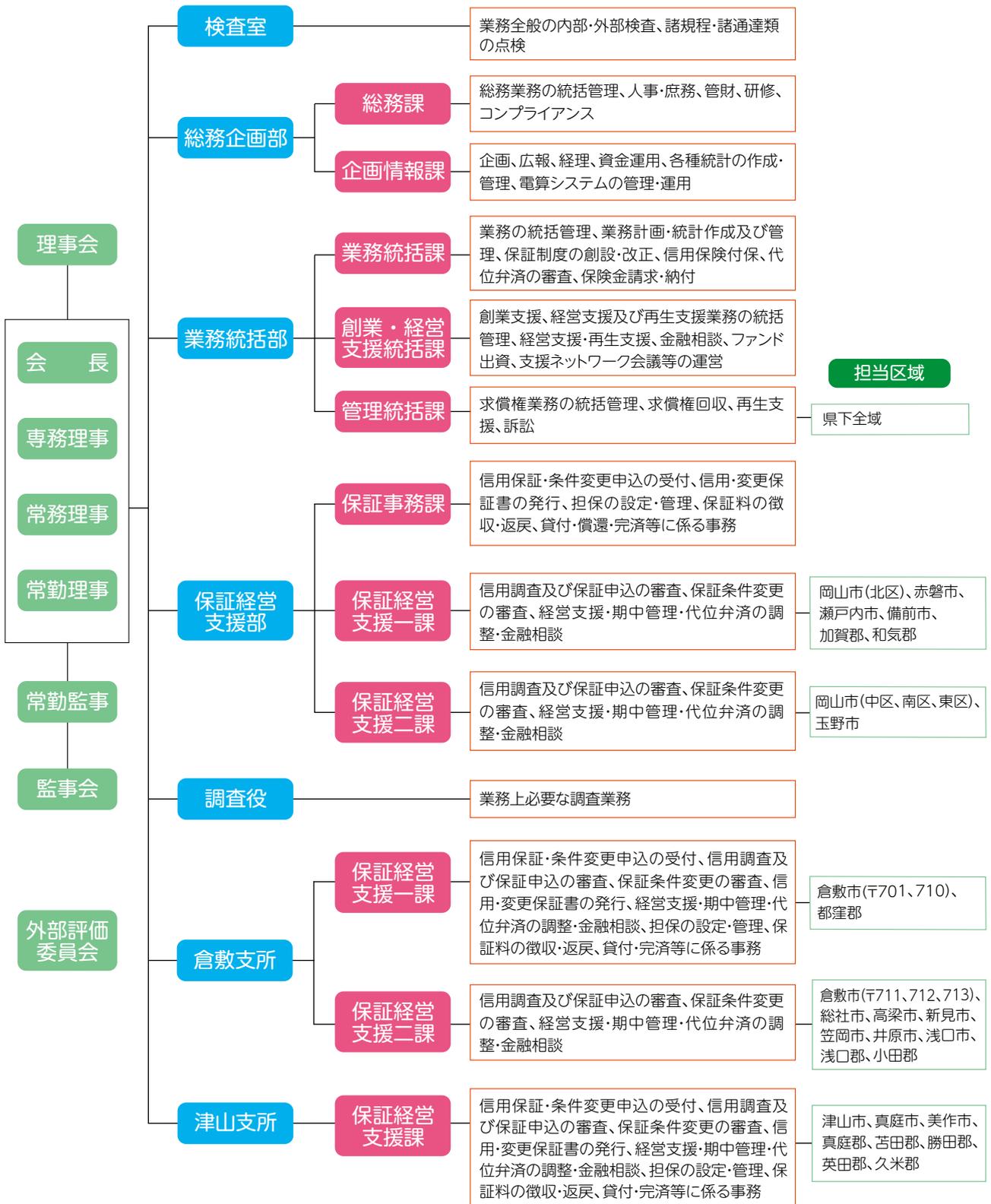
年 月 日	内 容
昭和23年10月25日	創立総会
昭和23年11月9日	社団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和23年11月22日	業務開始
昭和25年3月31日	財団法人岡山県信用保証協会設立認可
昭和28年8月10日	信用保証協会法公布施行
昭和29年3月31日	信用保証協会法に基づく認可法人に組織変更
昭和33年7月29日	保証債務残高10億円突破
昭和34年5月1日	児島支所開設
昭和34年5月15日	津山支所開設
昭和36年10月31日	保証債務残高30億円突破
昭和39年10月15日	井原支所開設
昭和40年12月8日	保証債務残高100億円突破
昭和42年10月16日	高梁支所開設
昭和43年6月24日	保証債務残高200億円突破
昭和48年8月20日	倉敷支所開設
昭和49年3月18日	本所事務所新築移転（岡山市野田）
昭和50年3月26日	保証債務残高1,000億円突破
昭和51年10月1日	備前支所開設
平成3年3月31日	保証債務残高2,000億円突破
平成8年11月30日	保証債務残高3,000億円突破
平成9年4月1日	高梁支所を倉敷支所に統合
平成10年12月29日	保証債務残高4,000億円突破
平成13年1月25日	保証協会債権回収株式会社設立（本社 東京）
平成13年4月10日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所事業開始
平成18年4月1日	備前支所を本所に統合
平成19年3月5日	倉敷支所事務所新築移転（倉敷市大島）
平成19年4月1日	児島支所を倉敷支所に統合
	井原支所を倉敷支所に統合
平成21年1月5日	新電算システム（グローバルネクスト）稼働
平成22年1月4日	津山支所事務所新築
平成30年4月27日	本所外壁修繕工事 竣工
平成31年3月31日	保証協会債権回収株式会社岡山営業所事業休止

## 役員構成

【平成31年3月31日現在】

役 職	氏 名	常勤・非常勤	出身母体又は現職
会 長	足羽 憲治	常 勤	常勤
専務理事	畠 桂太郎	常 勤	常勤
常務理事	太田 増人	常 勤	常勤
常勤理事	井原 英二	常 勤	常勤
理 事	横田 有次	非常勤	岡山県産業労働部長
理 事	萩原 誠司	非常勤	岡山県市長会会長
理 事	山崎 親男	非常勤	岡山県町村会会長
理 事	天野 学	非常勤	岡山県議会議員
理 事	小田 春人	非常勤	岡山県議会議員
理 事	宮長 雅人	非常勤	株式会社中国銀行取締役頭取
理 事	高木 晶悟	非常勤	株式会社トマト銀行取締役社長
理 事	桑田 真治	非常勤	岡山県信用金庫協会会長
理 事	山本 國春	非常勤	岡山県信用組合協会会長
理 事	岡崎 彬	非常勤	岡山県商工会議所連合会会長
理 事	晝田 眞三	非常勤	岡山県中小企業団体中央会会長
理 事	金谷 征正	非常勤	岡山県商工会連合会会長
常勤監事	鈴木 克仁	常 勤	常勤
監 事	角田 直樹	非常勤	岡山県産業労働部次長
監 事	福原 一義	非常勤	公認会計士・税理士

組織



# コンプライアンスの取組

協会は、基本的業務に鑑み、社会的信用そのものが運営管理の基本であるため、公共的使命に反し、その信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない、誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要です。

コンプライアンスとは、「役職員一人ひとりが、信用保証協会の公共性、社会的使命を十分に自覚し、法令をはじめ岡山県信用保証協会の就業規則及び諸規程さらには確立された社会的規範にいたるまでのあらゆるルールを遵守して、業務を正確に処理し円滑に遂行すること」であり、同時に、業務運営のあらゆる局面で生じるリスクを事前に防止するという極めて重要なリスク管理機能をあわせ持っています。

これらを実践していくために、当協会では倫理憲章、行動規範及びコンプライアンス推進体制等を盛り込んだ「岡山県信用保証協会コンプライアンス・マニュアル」を策定しています。

## 信用保証協会倫理憲章

### 公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図ります。

### 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献します。

### 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行します。

### 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決します。

### 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めます。

## 行動規範

### 法令・ルール等の遵守

職務を遂行するにあたって、法令や業務に関する諸規程・ルール等を遵守します。また、一般人として守るべき法令及び社会的規範を遵守し、倫理観、正義感をもって行動します。

### 誠実な職務の遂行

約束を守ることはもちろん、お客様との間の契約における義務、当然に果たさなければならぬ義務は誠実に履行します。

### 守秘義務の履行

情報が外部に漏洩しないように細心の注意を払います。

### 職務上の地位と関係者との付き合い

勤務中に私的目と疑われるような行動を慎み、また私的利益を目的とする行動はいたしません。

### 職場秩序の維持

職場秩序の保持に努め、職場の内外を問わず、協会職員として品位ある行動に努めます。

### 異常時の対応

異常時には的確かつ迅速な判断と臨機応変な対応を心がけます。

### コンプライアンス関連事項への対応

苦情、反社会的勢力(不当要求)対応、事件・事故、セクハラ、パワハラ、自然災害等が発生した場合には、それぞれの対応マニュアル、内規等に沿って行動します。

## コンプライアンス関連・規程及びマニュアル

**セクシュアルハラスメントの防止に関する規程**  
 職場におけるセクシュアルハラスメントを防止するために役職員が遵守すべき事項及び性的な言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

**パワーハラスメントの防止に関する規程**  
 職場におけるパワーハラスメントを防止するために役職員が遵守すべき事項及びパワーハラスメントの疑いのある言動に起因する問題に関する雇用管理上の措置等を定めます。

**不祥事件対応マニュアル**  
 役職員の不祥事件の発生を未然に防止するとともに、事件発生時の適切な対応を実施することを目的とします。

**反社会的勢力（不当要求）対応マニュアル**  
 反社会的勢力や不当要求を行う者を金融取引等から排除することにより、信用保証協会の適正円滑な業務を確保し、役職員のみならず顧客等の様々な利害関係者が被害を受けることを防止することを目的とします。

**苦情処理対応マニュアル**  
 協会業務の公平性及び透明性を確保しつつも相手の立場に立って対応し、顧客サービスのより一層の充実を図ることを目的とします。

**第三者介在排除マニュアル**  
 金融斡旋屋等の第三者が介在する信用保証制度悪用を防止することを目的とします。

**交通事故対応マニュアル**  
 役職員が交通事故の当事者や関係者となった場合の対応を示し、適切な事故処理が常になされることを目的とします。

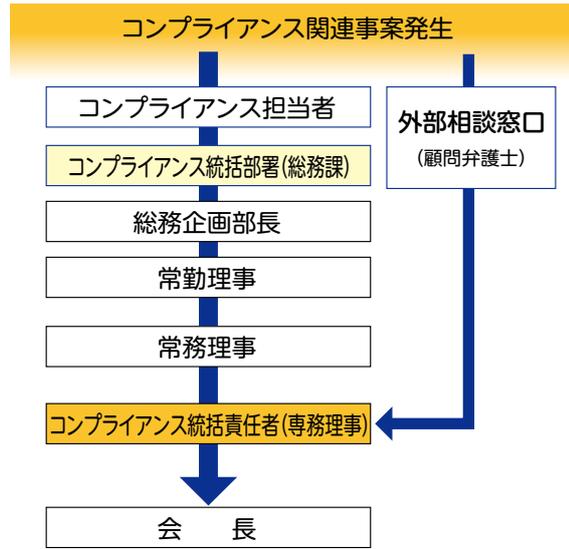
**非常災害等対策マニュアル**  
 天災地変など非常災害等の緊急事態発生時における事業継続計画の実行、被災した役職員並びにその家族の救援及び緊急事態に備えての平常時活動に関する事項を定め、役職員の生命、身体の安全確保を図るとともに、協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的とします。

**事業継続計画（BCP）**  
 天災地変など非常災害時の緊急事態発生時において、役職員及びその家族の安全を確保しながら協会業務の継続と迅速な復旧を確保することにより、協会の社会的使命を果たすことを目的として策定します。

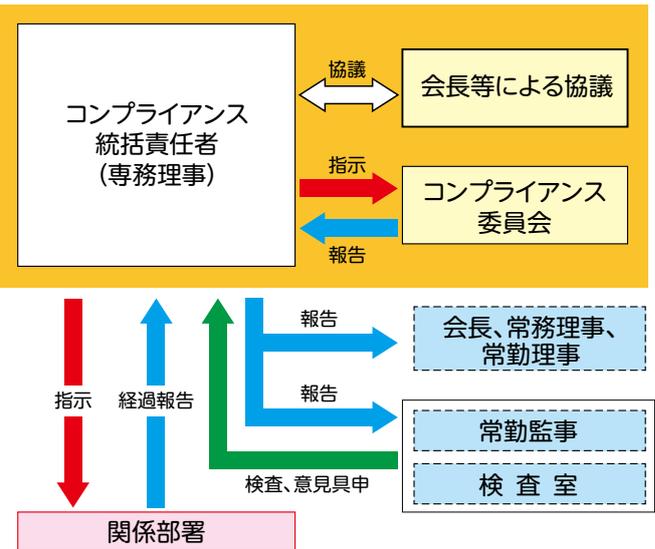
**マスコミ対応マニュアル**  
 報道機関への情報提供に対する協会の対応体制や留意事項を明確にすることにより、情報提供を適時・的確に行い、協会の社会的姿勢を示すことを目的とします。

## コンプライアンス推進体制

コンプライアンス関連事案発生時の相談・報告手順



コンプライアンス関連事案に係る決定・指示



## 第三者介在・介入、反社会的勢力の排除

- 当協会では、次のとおり取り扱っております。
- 申込に際しては、第三者の介入をお断りします。
  - 金融斡旋屋等の第三者が介入・介在する申込は、お断りします。
  - 申込手続や債務返済などについてのご相談は、必ずご自身で行ってください。
  - 反社会的勢力とは、取引いたしません。

# 個人情報取扱いについて

## 個人情報保護宣言

岡山県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としています。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めます。

## 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

## 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「当保証協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報は、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

## 個人データの適正管理

お客様の個人データについては、組織的・人的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

## 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組を見直します。

## 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には、適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

## 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求められます。
- 請求の方法は、当協会窓口に備置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参(または郵送)ください。
- 個人データの開示および利用目的の通知につきましては、実費相当額(1件につき500円)をいただきます。

## 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は、右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正又は削除します。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、又は目的外に利用している場合には右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止します。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、右記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止します。  
具体的な手続につきましては、当協会ホームページ(または備え付けのパンフレット)の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

## 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

## 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、以下のとおりです。

住 所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1121
担当部署	総務企画部 総務課

## 個人番号及び特定個人情報の適正な取扱いに関する基本方針

岡山県信用保証協会は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)の取扱いについて、以下の方針で取り組み、適正な取扱いに努めて参ります。

### 関係法令・ガイドライン等の遵守

当協会は、特定個人情報等の取扱いに関し、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)」及び「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン(事業者編)」、並びに「個人情報の保護に関する法律」を遵守します。

### 利用目的

当協会は、提供を受けた特定個人情報等を以下の目的で利用します。

- 謝金、不動産使用料等の支払先の特定個人情報等
  - ・ 謝金、料金、契約金に関する支払調書作成事務
  - ・ 不動産取引に関する支払調書作成事務
- 当協会の役職員等の特定個人情報等

#### 【税務】

- ・ 源泉徴収票作成事務
- ・ 財産形成住宅貯蓄・財産形成年金貯蓄に関する申告書、届出書及び申込書提出事務

#### 【社会保険】

- ・ 健康保険・厚生年金保険・厚生年金基金に関する届出、申請、請求事務
- ・ 雇用保険・労災保険に関する届出、申請、請求事務

- 当協会役職員等の配偶者及び扶養親族等の特定個人情報等

#### 【税務】

- ・ 源泉徴収票作成事務

#### 【社会保険】

- ・ 健康保険・厚生年金保険に関する届出事務
- ・ 国民年金第3号被保険者の届出事務

## 安全管理措置に関する事項

当協会は、特定個人情報等の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人番号の適切な管理のために、別途「岡山県信用保証協会個人番号及び特定個人情報取扱規程」を定め、これを遵守します。

## 委託の取扱い

当協会は、特定個人情報等の取扱いを第三者に委託することがあります。この場合、当協会は、番号法及び個人情報保護法に従って、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

## 継続的改善

当協会は、特定個人情報等の取扱いを継続的に改善するよう努めます。

## 特定個人情報等の開示

当協会は、本人又はその代理人から、当該特定個人情報等に係る保有個人データの開示の請求があったときは、次の場合を除き、遅滞なく回答します。

- 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- 当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- 法令に違反することとなる場合

## 特定個人情報等の開示、質問及び苦情処理の窓口

特定個人情報等に係る保有個人データの開示に関するお問い合わせ、質問又は苦情に関する対応窓口は、以下のとおりです。

住 所	岡山市北区野田二丁目12番23号
電話番号	086-243-1121
担当部署	総務企画部 総務課

# 信用保証のしくみ

中小企業者が金融機関から事業資金の融資を受ける際、信用保証協会(以下「協会」という。)が保証人となって借入を容易にし、企業の育成を金融の側面から支援する制度が信用保証制度です。この制度を強固なものとするために信用保険制度があります。2つの制度は総称して信用補完制度と呼ばれています。

協会は、地方公共団体、金融機関等から出捐金や負担金を受けることにより、信用保証業務に伴うリスクに対する資金的な裏付けを行い、信用保険制度により、代位弁済に伴う負担が軽減されます。これらにより協会は、さらに広範な中小企業者の金融を円滑にすることができるようになります。

このように、信用保証制度と信用保険制度は有機的に結合し、中小企業金融の円滑化を支援しています。

## 信用保証制度

信用保証制度は、中小企業者が金融機関から事業資金を借り入れる際、協会が公的な保証人となることにより、中小企業者の皆さまの資金繰りを円滑にすることを目的としています。その際、協会は信用保証料を受領し、また、融資が返済不履行になった場合は、中小企業者の皆さまに代わって金融機関に対し代位弁済を行います。

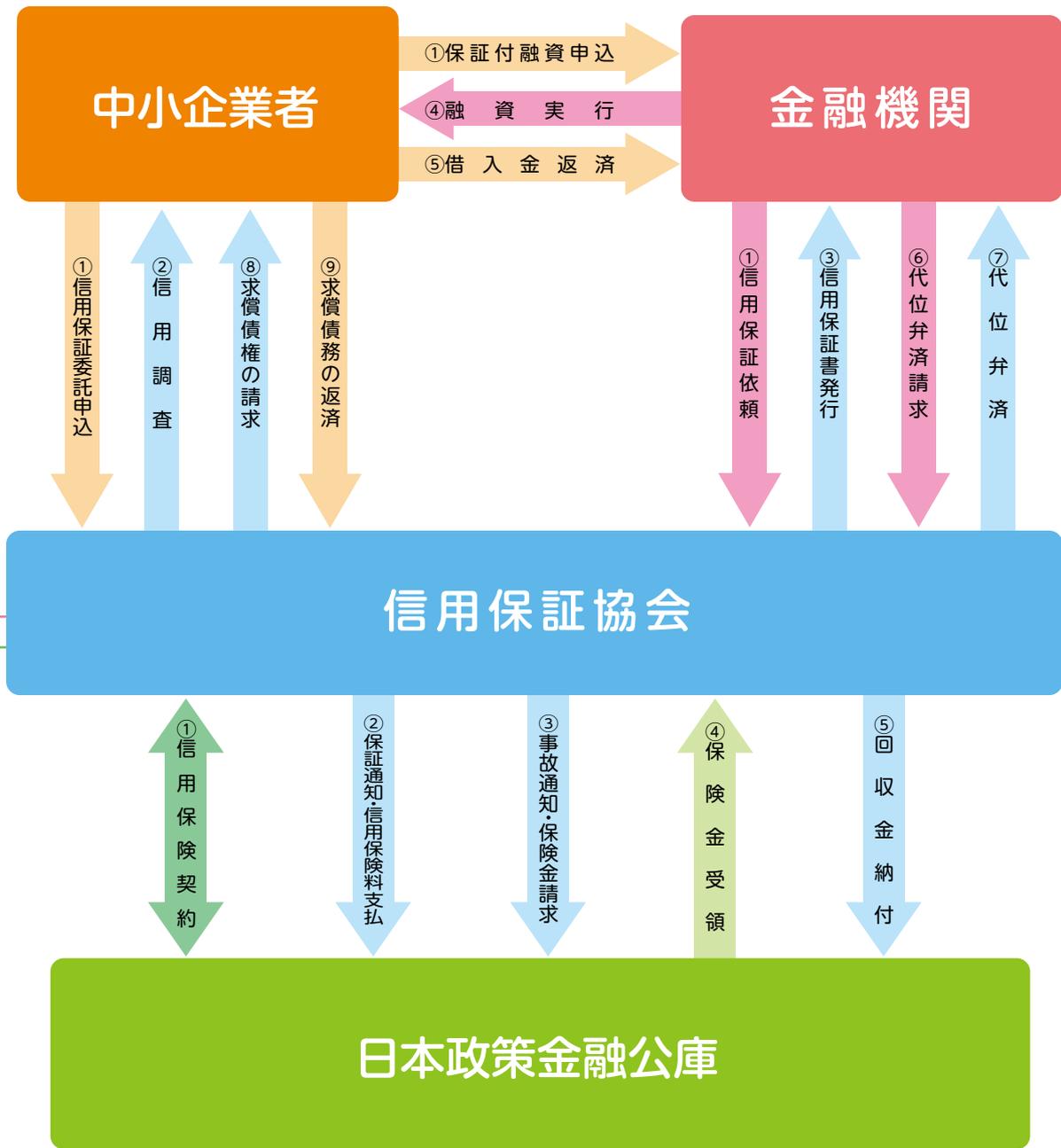
- ① 保証付融資申込  
信用保証委託申込  
信用保証依頼** 中小企業者は、原則として金融機関を経由し信用保証委託申込書による申込をします。  
なお、協会へ直接申し込むこともできますし、一部の保証制度においては市町等の担当窓口を経由して申込をすることができます。
- ② 信用調査** 協会は、申込のあった中小企業者の信用調査を行います。
- ③ 信用保証書発行** 協会は、信用調査の結果、信用保証を適当と認めるときは、金融機関に対し信用保証書を発行します。
- ④ 融資実行** 金融機関は、信用保証書に基づき中小企業者に融資を行います。このとき、中小企業者には所定の信用保証料を金融機関を通じて協会へお支払いいただきます。
- ⑤ 借入金返済** 中小企業者は、借入契約に従って金融機関に借入金を返済します。
- ⑥ 代位弁済請求** 中小企業者が諸事情によって借入金の全部又は一部の返済ができなくなった場合、金融機関は協会に対して代位弁済の請求を行います。
- ⑦ 代位弁済** 協会は、⑥の請求に基づき、中小企業者に代わって借入金の残債務を金融機関に支払います。
- ⑧ 求償債権の請求** 協会は、代位弁済により取得した求償債権を中小企業者に対して請求します。
- ⑨ 求償債務の返済** 中小企業者は、協会に対して求償債務を返済します。

## 信用保険制度

信用保険制度は、信用保証業務に伴う不測の事故に備え、損失補てんの措置を講じることにより、信用保証制度の機能が十分に発揮できるようにすることを目的としています。

協会は株式会社日本政策金融公庫(以下「日本公庫」という。)と信用保険契約を結び、信用保険料を支払い、金融機関の融資が返済不履行になった場合は、中小企業者に代わって金融機関に対し代位弁済を行い、代位弁済額のうち一定の金額を日本公庫から保険金として受領します。そして、協会は、代位弁済した中小企業者からの返済(回収)金を、保険金の受領割合に応じて日本公庫に納付します。

- ① 信用保険契約** 協会が中小企業者のために金融機関に対して行う債務の保証について、原則として全て保険関係が成立する旨の契約を協会と日本公庫の間で締結します。
- ② 保証通知  
信用保険料支払** 協会が一定要件を備えた信用保証を行った場合は、①の契約に基づいて日本公庫に保証通知を行うとともに信用保険料を支払います。
- ③ 事故通知  
保険金請求** 協会が金融機関に対し代位弁済した場合は、この事実を日本公庫に通知(事故通知)し、一定期間経過後、日本公庫に保険金を請求します。
- ④ 保険金受領** 協会は③の請求に基づいて日本公庫から保険の種類ごとに定められた割合による保険金を受領します。
- ⑤ 回収金納付** 協会は、保険金受領後に求償債権を回収した場合、受領割合に応じて日本公庫に回収金を納付します。



# 創業支援・経営支援・再生支援の取組

当協会は、ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストするため、以下の創業支援・経営支援・再生支援の取組を行いました。

## 信用保証料率の割引

(平成30年4月～平成31年3月)

中小企業者の資金繰りを支援するため、当協会独自の信用保証料率の割引として、設備資金割引、小規模企業資金割引、創業資金割引、環境配慮型融資・特定社債割引、おかやま創生割引、豪雨復旧支援割引を行いました。

概要は以下の通りです。

当協会独自の割引	対 象	割引料率
設備資金割引	資金使途が100%設備資金に係る保証を利用する場合	
小規模企業資金割引	「岡山県小規模企業支援資金(一般・小口零細融資)」及び各「市町小口資金」を利用する場合	▲0.20%
創業資金割引	創業者を対象とする融資制度を利用する場合	
環境配慮型融資・特定社債割引	金融機関が取り扱う環境配慮型融資・特定社債(当協会が適当と認めたもの)の保証を利用する場合	▲0.10%
おかやま創生割引	「おかやま子育て応援宣言企業」の登録を受けている場合、「くるみん認定」の認証を受けている場合、女性の活躍推進に関する行動計画書の届出により認定を受けている場合、一般社団法人せとうち観光推進機構の推薦により「ぐるり瀬戸内活性化保証」(せとうち保証)を利用する場合	▲0.20%
豪雨復旧支援割引 (平成30年7月～)	①岡山県中小企業支援資金融資制度「危機対策資金」(セーフティネット保証4号(平成30年7月豪雨)の認定を受けたもの、知事特認に該当するもの)を利用する場合 ②災害関係特例(平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害)を利用する場合 ③岡山市制度「経営安定資金融資」(平成30年7月豪雨に関する申込であり、岡山市融資制度要綱第18条第2項(2)「災害救助法の適用を受けた災害」に該当するものに限る)を利用する場合 ④倉敷市緊急融資制度(平成30年7月豪雨関連の4制度)を利用する場合 ・倉敷市小口資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市小口零細企業資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市特別小口資金(平成30年7月豪雨) ・倉敷市企業安定資金(平成30年7月豪雨)	▲0.20%

※上記割引は、併用ができません。

国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」を活用し、「岡山経営安定サポート2018事業」を実施しました。これは、条件変更を行っている中小企業者、経営の安定に支障をきたす恐れがある中小企業者、創業者(創業予定者を含む)、事業承継を予定している中小企業者、生産性の向上を目指す中小企業者が対象となります。信用保証協会が金融機関や公的支援機関等と連携し、中小企業者の経営の安定を図ることを目的としており、次のような「専門家派遣事業」及びリファイナンスにより経営の安定化のお手伝いをする「ランクアップサポート事業」に取り組みました。

## 専門家派遣事業

### 〈4つのコース〉

#### ●サポートコース

専門家が1日につき2時間以上で2日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

#### ●強化コース

専門家が1日につき2時間以上で3日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

#### ●事業価値向上コース

専門家が1日につき2時間以上で4日以上企業訪問し、経営診断・改善指導を実施。

#### ●計画策定コース

専門家が1日につき2時間以上で5日以上企業訪問し、経営診断・改善指導、事業計画の策定を実施。

### 〈範囲〉

- 経営診断
- 事業デューデリジェンス
- 原価管理、経費削減支援
- 人材開発支援
- 税務・法務関係支援
- 経営改善計画策定支援
- 現場改善、製品開発支援
- マーケティング支援 等
- 財務デューデリジェンス
- 販路拡大、営業強化支援
- 店舗マネジメント

事業の種類	実績
サポートコース(10時間コース)の実施	30社
強化コース(15時間コース)の実施	17社
事業価値向上コース(20時間コース)の実施	22社
計画策定コース(30時間コース)の実施	33社
昨年度事業において計画策定コースを実施した先に対するフォローアップ支援(フォローアップコース)の実施(※)	36社

※平成29年度に実施した「岡山経営安定サポート事業」で、「計画策定コース」をご利用いただいた中小企業者について計画策定を行った専門家を派遣し、フォローアップを行いました。

## ランクアップサポート事業

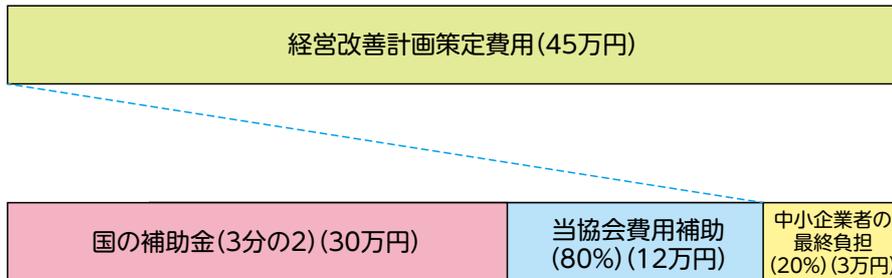
- 対象となる方(当協会の保証を利用している中小企業者)
  - ・返済緩和の条件変更を行っており、原則として直前期の決算において、EBITDA(営業利益+減価償却費)がプラスとなっている中小企業者
- 事業の内容
  - ・各部署に配置された担当者が金融・経営支援に取り組みます。
  - ・保証協会が金融機関や支援機関と連携し、中小企業者と共に経営改善を進める為のリファイナンス計画を策定し、経営の安定をサポートします。

## 国の「認定支援機関による経営改善計画策定支援事業」に係る費用補助制度

借入金の返済負担等の影響による財務上の問題を抱える中小企業者を対象に、事業再生・経営改善を図るために認定支援機関による支援を受けて経営改善計画を策定し、金融機関から金融支援(条件変更等)を得られた場合は、国から3分の2(上限200万円)の費用補助を受けることができます。

当協会を利用されている中小企業者が、国の「経営改善計画策定支援事業」を活用した経営改善計画の策定に係る費用について、中小企業者が負担する3分の1部分の80%(上限12万円)を当協会独自で費用補助を行います。

### 【費用負担のイメージ図(例)】経営改善計画策定費用45万円のケース



## 岡山県中小企業支援ネットワークの構築

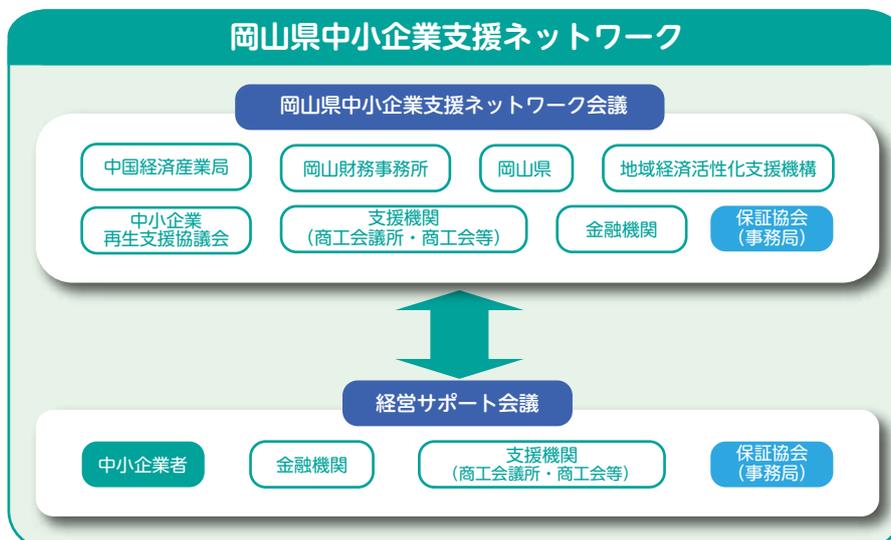
平成24年4月に内閣府・金融庁・中小企業庁によって取りまとめられた「中小企業金融円滑化法の最終延長を踏まえた中小企業の経営支援のための政策パッケージ」を受け、当協会が事務局を担い、地域金融機関、中小企業支援機関、行政機関等をメンバーとして、平成24年10月に「岡山県中小企業支援ネットワーク」を構築し、中小企業者の経営改善・事業再生支援の環境整備を図っています。

### ●岡山県中小企業支援ネットワーク会議

参加機関が経営支援施策、再生事例を共有し、地域全体の経営支援・再生支援に対する目線を揃えることにより、中小企業者の早期経営改善や再生を促す体制を整備し、地域全体の経営改善・再生スキルの向上を図ります。

### ●経営サポート会議

岡山県中小企業支援ネットワークに設置された企業支援のための会議です。当協会が関係金融機関への呼びかけを行い、事務局を務め、中小企業者の経営改善に取り組んでいます。中小企業者と融資金融機関又は支援機関の要請に基づき、関係者が一堂に会し、意見交換を実施することで、中小企業者の迅速な経営改善、再生を図ることを目的としています。



## 平成30年度の主な取組

4月～

### ▶ おかやま創業サポートデスク“出張相談会”開催

岡山県商工会連合会と連携し、創業をお考えの方を対象として毎月第3木曜日に相談会を開催しました。



6月・12月

### ▶ 第13回・第14回 岡山県中小企業支援ネットワーク会議開催

「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」は、地域内の金融機関、中小企業支援機関等が集い、経営支援策・再生事例の情報交換をすることで、経営支援や再生支援の目線を揃え、連携を強化し、地域全体の再生スキルの向上を図ることを目的とするものです。



創業支援・経営支援  
再生支援の取組

10月

### ▶ 共催による「創業スクール」開催

岡山商工会議所と連携し、創業をお考えの方を対象とした創業スクールを開催しました。



2月

### ▶ 第1回金融機関合同勉強会

信用保証協会法等の改正により、経営支援が新たに保証協会の本業として追加されたことを受け、その取組等について金融機関に周知を図り、経営支援や再生支援の目線を揃え、連携を強化することを目的とし、開催しました。



# 平成30年度創設の保証制度

## ●サンクスはれの国70

創立70周年を迎えるにあたり、特別な低保証料率の保証制度を創設しました。

**取扱期間** 平成30年4月1日～平成31年3月29日(申込受付分) 【実施件数：361件 金額4,283百万円】

サンクスはれの国70	保証対象者	岡山県内において1年以上継続して協会の保証対象事業を営み、地域に一定の貢献が認められるもので、次の要件に該当する方 (1) 次の①、②のいずれかに該当する方 ①申込金融機関との口座取引が6か月以上ある ②保証協会の利用実績が過去1回以上ある (2) 税金等の滞納がない (3) 法人の場合、保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が「1」でない。個人事業主の場合、確定申告が青色申告で申告所得を計上している。								
	融資限度額 資金用途	運転資金 2,000万円以内 設備資金 5,000万円以内 運設併用資金 7,000万円以内								
	保証期間	運転資金10年以内（一括返済の場合5年以内） 設備資金20年以内（運設併用の場合は設備資金が50%を超える場合に限りです）								
	信用保証料	基準保証料率から平均20%を割引（設備割引、おかやま創生割引は本割引に含まれます） 単位：%								
	カテゴリー	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	平均割引率
	基準保証料率	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45	
	割引後保証料率	1.55	1.35	1.15	0.95	0.80	0.60	0.40	0.25	
	割引率	11.4	12.9	14.8	17.4	20.0	25.0	33.3	44.4	22.4

## ●スモールカードローン

岡山県内の小規模事業者の方を対象に事業資金の枠(極度額)を提供し、キャッシュフローを確保することにより、事業の発展・継続を支援します。

**取扱期間** 平成30年4月1日～ 【実施件数：95件 金額：290百万円】

スモールカードローン	保証対象者	次の要件に該当する小規模事業者の方 (1) 岡山県内で協会の保証対象事業を行っている (2) 保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が「3」以上	
	融資限度額 資金用途	運設併用資金500万円（100万円以上10万円単位） 白色申告又は貸借対照表の作成されていない青色申告の個人事業者は200万円以内	
	保証期間	1年又は2年（保証期間2年の場合には2回、保証期間1年の場合は4回更新できます）	
	信用保証料	責任共有の特殊保証料率	

## ●Wさぽーと(連携保証)

企業価値の向上、生産性向上に取り組む中小企業者を支援します。

**取扱期間** 平成30年4月1日～ 【実施件数：2件 金額：70百万円】

Wさぽーと(連携保証)	保証対象者	次の要件に該当する方 (1) 申込金融機関で原則として1年以上取引がある (2) ビジョン達成のための事業価値を高めるレポートを作成している (3) 税金等の滞納がない (4) 法人の場合、保証申込直前期の決算におけるCRDの評点によって定まる保証料率区分が「1」でない。個人事業主の場合、確定申告が青色申告で申告所得を計上している。	
	融資限度額 資金用途	運転資金 5,000万円 設備資金 1億円	
	保証期間	運 転 資 金 10年以内（分割返済の場合、据置期間2年以内） ※一括返済の場合1年以内 設 備 資 金 20年以内（分割返済の場合、据置期間2年以内） 運設併用資金 10年以内（分割返済の場合、据置期間2年以内） ※設備資金が50%を超える場合は20年以内	
	信用保証料	基準保証料率（資金用途が100%設備資金に係る保証については、設備資金割引の対象となっています）	

# 平成30年7月豪雨による被災企業への支援

特別相談窓口を開設し、資金繰りや経営の相談を受けるとともに、地方自治体と連携し、保証制度の創設・信用保証料割引の実施・保証付き借入金の返済条件の変更についても柔軟に対応するなど、被災した中小企業・小規模事業者の資金繰りを支援しています。

## ●平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に関する特別相談窓口

融資に関する特別相談窓口を設置しています。

平成30年7月12日から約3ヶ月間は、休日・夜間窓口を設置しました。

## ●経営安定関連保証(セーフティネット保証)4号

通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

【実施件数：466件 金額：7,702百万円】

区分	融資条件
融資対象者	(1) 及び (2) の要件に該当する方 (1) 指定地域において1年間以上継続して事業を行っている方 (2) 災害の発生に起因して、当該災害の影響を受けた後、原則として1か月の売上高等が前年同月比20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月の売上高等が前年同期比20%以上減少することが見込まれる方 ※売上高等の減少について、市町村長の認定が必要
信用保証料率	年0.80% ※当協会による独自割引0.20%が適用される場合があります。

## ●災害関係保証

通常の保証限度額とは別枠で保証を行います。

平成30年5月20日から7月10日までの間の豪雨及び暴風雨による災害が、激甚災害に指定され、災害関係保証の対象となりました。

【実施件数：185件 金額：3,286百万円】

区分	融資条件
融資対象者	指定地域内に事業所を有しており、直接被災したことにより、被害を受けたことが認められる方 ※市町村長が認定する「り災証明書」が必要
信用保証料率	年0.60% ※当協会による独自割引0.20%適用後の料率です。

平成30年7月豪雨による被災企業への支援

## ●県・市の融資制度

制度	融資限度額	融資利率	信用保証料率	実施件数	金額
岡山県融資制度 危機対策資金	8,000万円	年1.15%以内	岡山県及び当協会による独自割引適用により年0% ※借換資金を含む場合は、年0.60%	436件	7,708百万円
岡山市融資制度 経営安定資金融資	1,500万円	年1.41%以内 ※岡山市の金利補助を受けることで、当初3年間の実質金利年0%	年0.60% (セーフティネット保証4号または、災害関係保証を利用した場合) 年0.25%~1.56% (その他の場合) ※当協会による独自割引0.20%適用後の料率	38件	331百万円
倉敷市緊急融資制度 小口資金	2,500万円	年0.35%(責任共有制度対象) 年0.20%(責任共有制度対象外)	年1.32%以内	133件	1,760百万円
倉敷市緊急融資制度 小口零細企業資金	2,000万円	年0.20%(責任共有制度対象外)	年1.56%以内	17件	161百万円
倉敷市緊急融資制度 特別小口資金	2,000万円	年0.20%(責任共有制度対象外)	年0.60%	-	-
倉敷市緊急融資制度 企業安定資金	5,000万円	年0.35%(責任共有制度対象) 年0.20%(責任共有制度対象外)	年1.32%以内	25件	963百万円

## ●信用保証料率の割引

災害関係の保証制度を利用した際に、信用保証料率を0.20%割り引くことにより、被災した中小企業者の負担軽減を図りました。【実施件数:652件】

# 広報活動・社会貢献活動の取組

多くの方々に信用保証や当協会の経営支援をご利用いただくため、様々な広報活動を実施しております。

## パンフレット、リーフレットの作成

毎月発行される「保証月報」や、信用保証制度についてまとめた「信用保証のご案内」など、各種パンフレットやリーフレットを作成し、信用保証制度がより一層浸透するよう努めています。



## 広告の掲載

当協会についてより多くの方に知っていただくため、外部機関の広報誌に「信用保証」や「経営支援」などに関するお知らせを掲載しています。



岡山県商工会連合会  
eコミ.おかやま 2018年8月号



岡山県産業振興財団  
おかやま産業情報 2018年秋号



山陽新聞 平成30年9月11日 朝刊

## ラジオ出演

多くの方々に、当協会を知っていただくため、当協会職員がラジオ番組に生出演しました。ラジオCMも放送しました。



## 社会貢献活動への取組

### おかやまマラソンボランティア

平成30年11月11日、岡山市内で開催された「第4回おかやまマラソン」のボランティア活動に職員有志19名が給水係として参加しました。



## 70周年記念事業

平成30年10月に創立70周年を迎えるにあたり、様々な事業を行いました。

### ●イメージキャラクターの「さにまるくん」が誕生しました



#### プロフィール

晴れの国岡山県の太陽から生まれた「さにまるくん」。名前の由来は英語の Sunny。顔は、岡山県の形であるとともに、太陽の炎をモチーフにしています。岡山県信用保証協会のイメージカラーであるブルーのマントをつけています。

ピンバッジを作成しました!



### ●70周年記念誌を発行しました



### ●70周年記念名刺を作成しました



### ●山陽新聞岡山周年企業に掲載しました



山陽新聞 平成30年10月25日 朝刊

### ●封筒を刷新しました



### ●平成30年4月に本所の外壁修繕工事が竣工しました



### ●ペンや付箋等のノベルティーグッズを作成しました



広報活動・  
社会貢献活動の取組

# 信用保証の状況

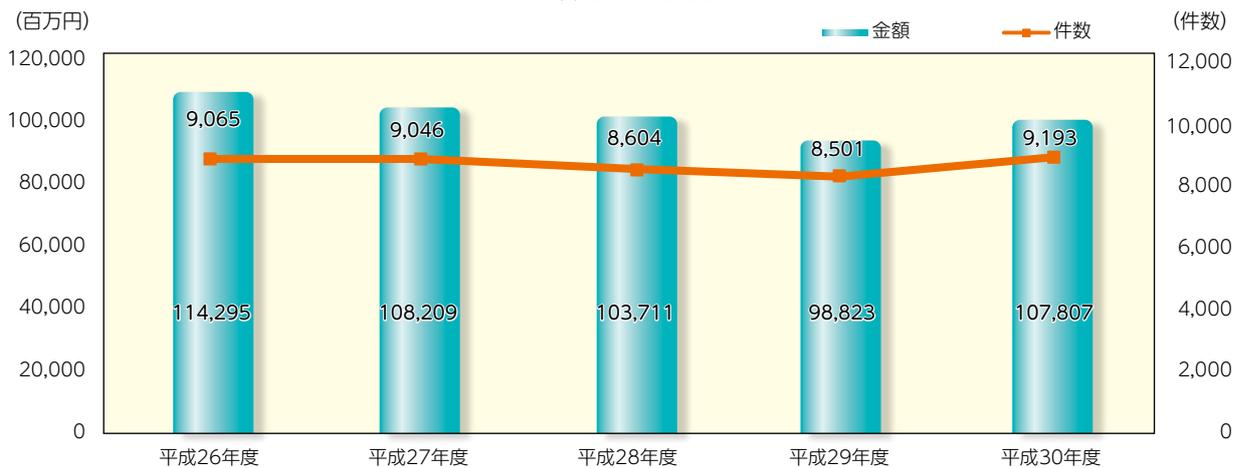
## 事業概況推移

### 保証利用企業者数・保証利用度



※県下中小企業者数は、中小企業白書付属総計資料の数値を利用し、 $\frac{\text{保証利用企業者数}}{\text{県下中小企業者数}} \times 100$  で求めています。

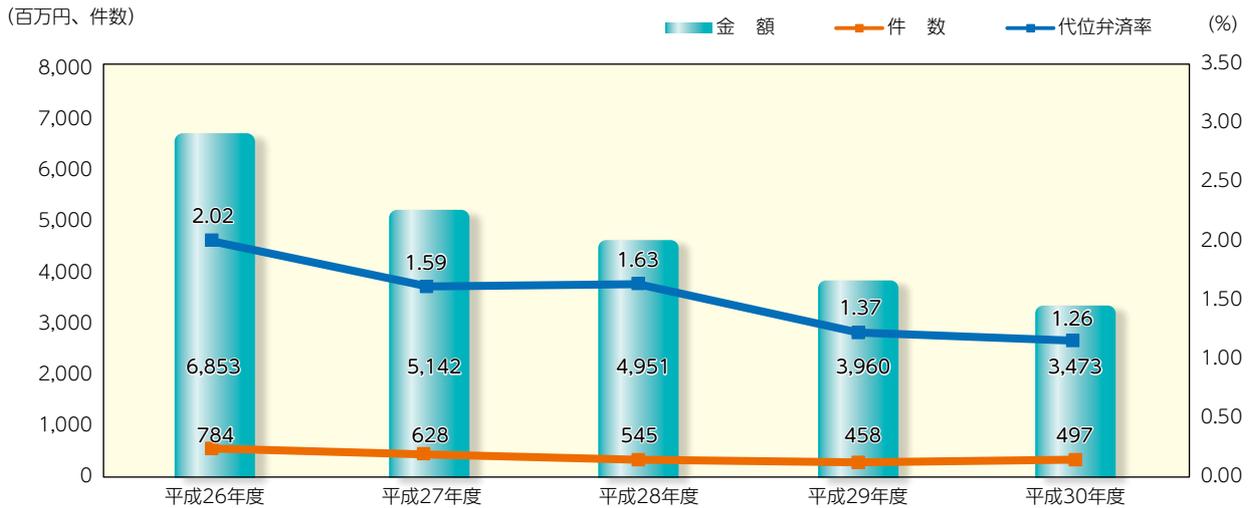
### 保証承諾額



### 保証債務残高



## 代位弁済額（元利）

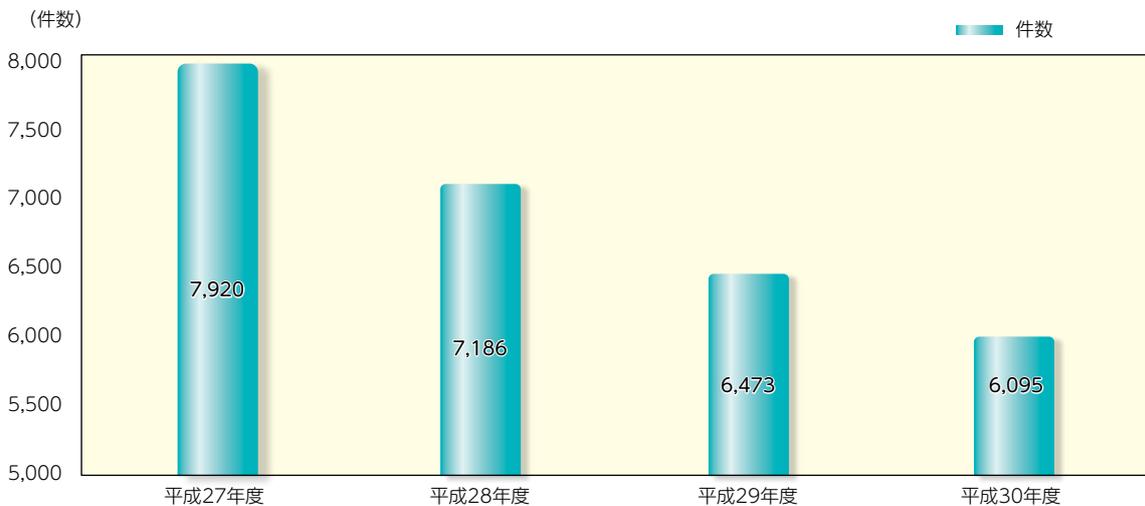


※代位弁済率：各年度の保証債務平均残高に対する代位弁済額の割合

## 求償権回収額（元損）



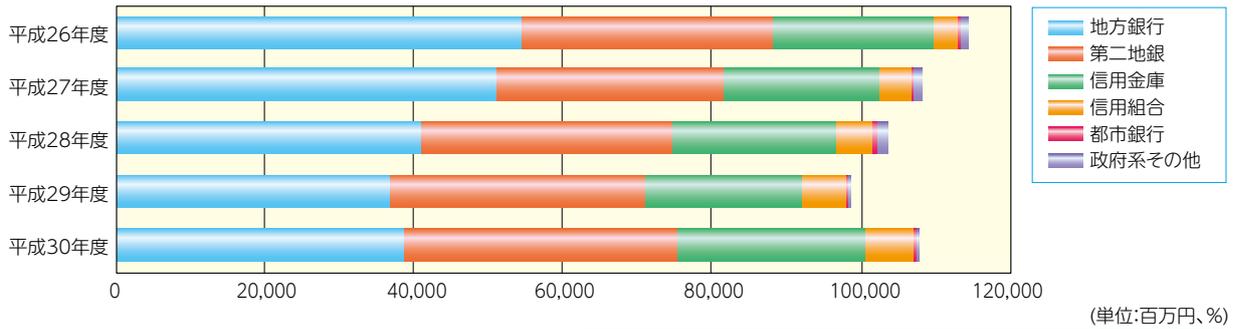
## 返済緩和件数



当協会では、経営改善のため再建計画を考えている中小企業者の資金繰りの改善を図るため、経営状況に合わせた返済条件の変更等に柔軟に対応しています。

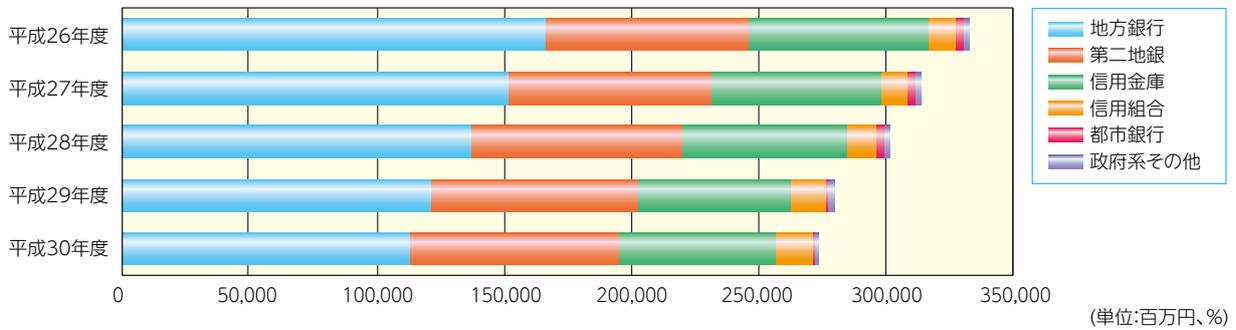
## 金融機関群別動向

### 保証承諾額



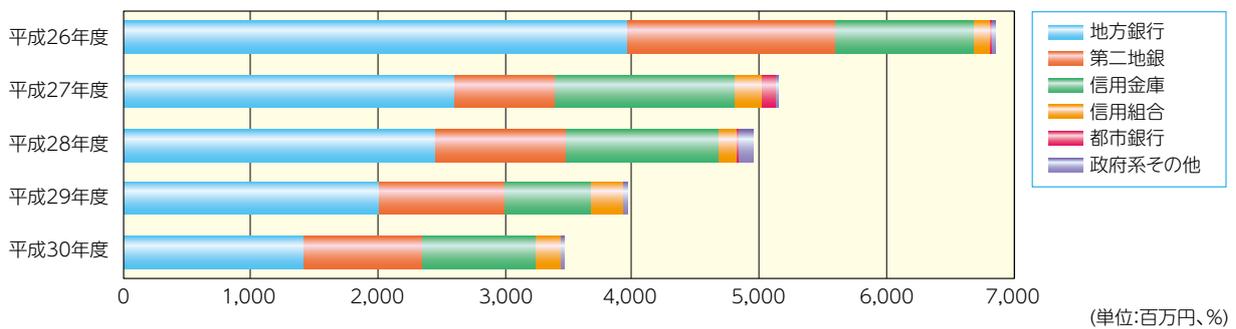
保証承諾額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
地方銀行	54,479	51,048	41,033	36,784	38,913	36.1
第二地銀	33,578	30,668	33,909	34,554	36,663	34.0
信用金庫	21,904	20,964	21,646	20,739	25,199	23.4
信用組合	3,006	4,154	5,146	5,969	6,527	6.1
都市銀行	608	475	473	267	68	0.1
政府系その他	720	900	1,505	509	437	0.4
合計	114,295	108,209	103,711	98,823	107,807	100.0

### 保証債務残高



保証債務残高	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
地方銀行	166,317	152,162	137,547	121,691	113,425	41.4
第二地銀	80,105	79,870	82,465	81,189	82,081	30.0
信用金庫	70,761	66,348	64,426	60,258	60,795	22.2
信用組合	9,987	10,405	11,970	12,981	14,434	5.3
都市銀行	3,414	2,756	2,371	1,517	1,133	0.4
政府系その他	2,347	2,273	2,532	2,206	1,777	0.6
合計	332,932	313,813	301,312	279,841	273,644	100.0

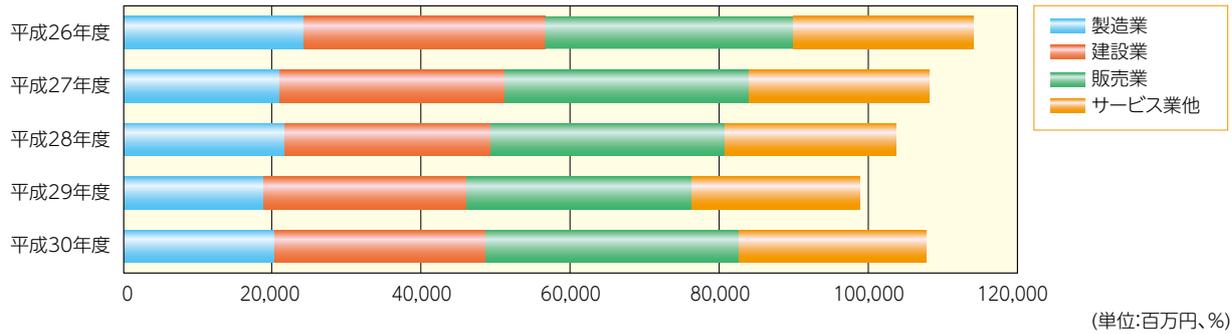
### 代位弁済額



代位弁済額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
地方銀行	3,967	2,609	2,456	2,013	1,417	40.8
第二地銀	1,633	782	1,027	985	935	26.9
信用金庫	1,094	1,420	1,209	683	897	25.8
信用組合	117	218	134	246	192	5.5
都市銀行	24	98	16	2	0	0.0
政府系その他	18	14	110	32	32	0.9
合計	6,853	5,142	4,951	3,960	3,473	100.0

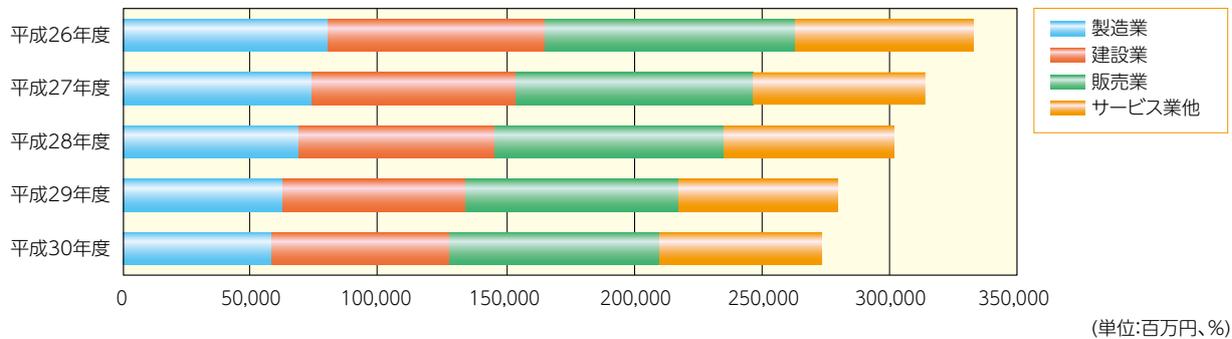
## 業種別動向

### 保証承諾額



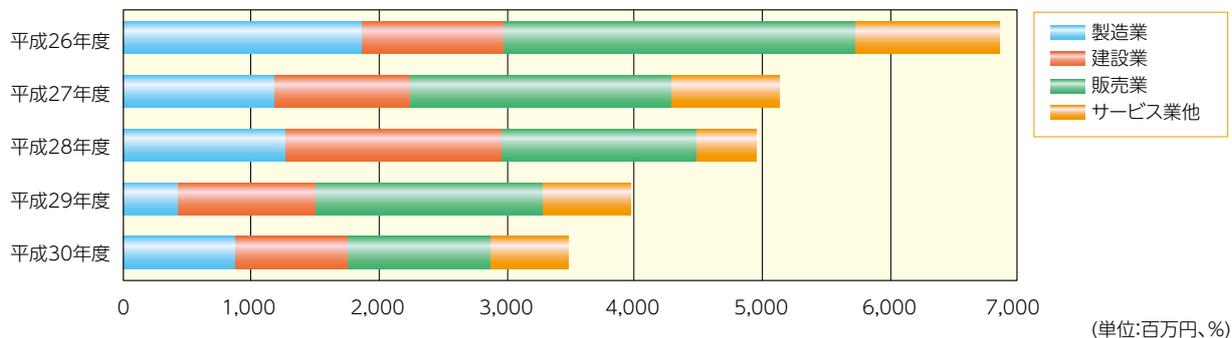
保証承諾額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
製造業	24,250	21,030	21,767	18,627	20,201	18.7
建設業	32,427	30,294	27,596	27,414	28,564	26.5
販売業	33,264	32,748	31,595	30,420	33,927	31.5
サービス業他	24,354	24,136	22,753	22,362	25,115	23.3
合計	114,295	108,209	103,711	98,823	107,807	100.0

### 保証債務残高



保証債務残高	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
製造業	80,558	74,051	69,307	62,424	58,258	21.3
建設業	85,214	80,492	76,393	71,394	70,068	25.6
販売業	97,743	91,864	89,258	83,310	82,380	30.1
サービス業他	69,417	67,405	66,355	62,712	62,938	23.0
合計	332,932	313,813	301,312	279,841	273,644	100.0

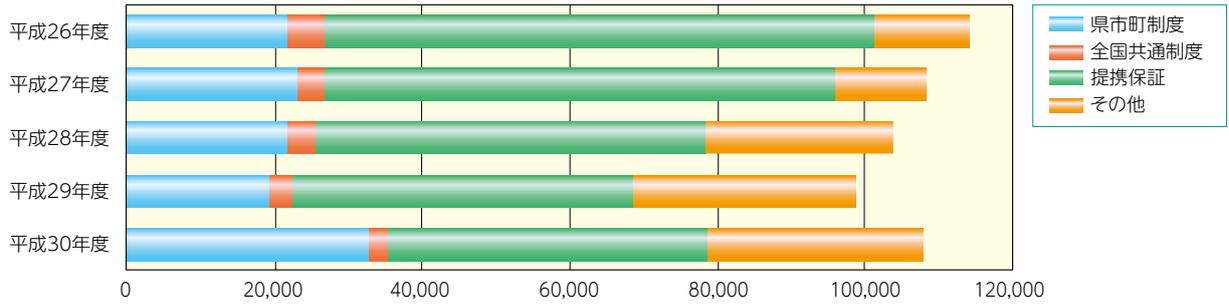
### 代位弁済額



代位弁済額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
製造業	1,866	1,180	1,275	429	879	25.3
建設業	1,112	1,056	1,682	1,073	883	25.4
販売業	2,752	2,055	1,531	1,781	1,111	32.0
サービス業他	1,122	851	462	677	599	17.3
合計	6,853	5,142	4,951	3,960	3,473	100.0

## 融資制度別動向

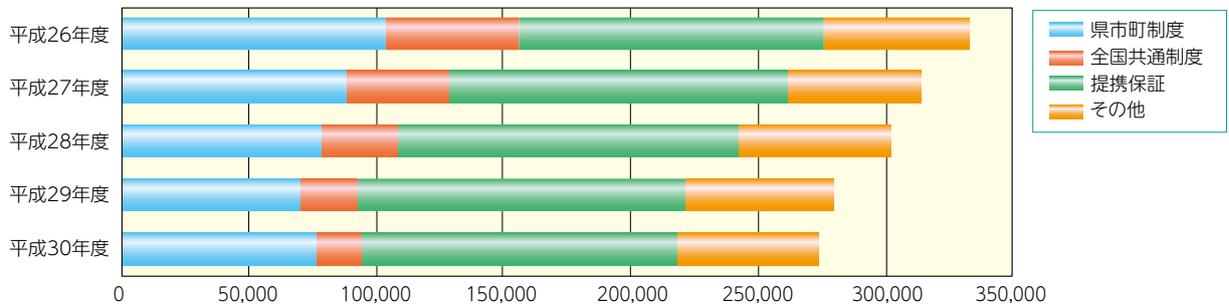
### 保証承諾額



(単位:百万円、%)

保証承諾額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
区市町制度	22,016	23,121	21,745	19,351	32,734	30.4
全国共通制度	4,932	3,744	3,753	3,073	2,741	2.5
提携保証	74,365	69,132	52,912	46,263	43,073	40.0
その他	12,982	12,212	25,301	30,135	29,259	27.1
合計	114,295	108,209	103,711	98,823	107,807	100.0

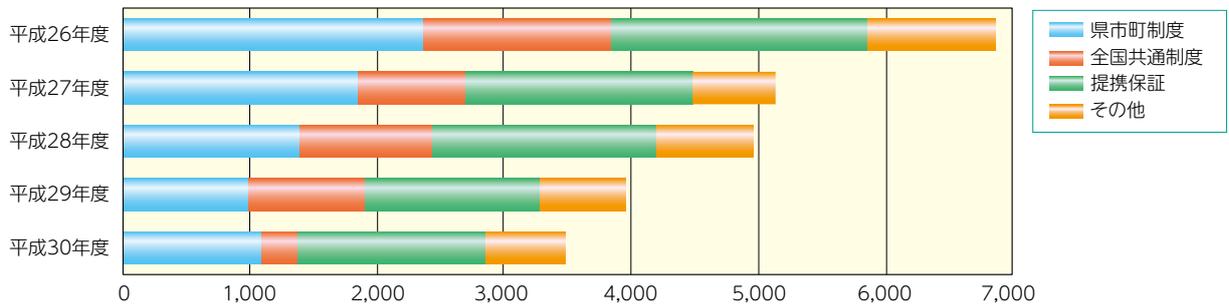
### 保証債務残高



(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
区市町制度	103,717	88,414	78,740	70,449	77,087	28.2
全国共通制度	52,209	40,398	30,533	22,738	17,988	6.6
提携保証	119,485	133,182	133,483	128,467	123,218	45.0
その他	57,521	51,819	58,556	58,189	55,351	20.2
合計	332,932	313,813	301,312	279,841	273,644	100.0

### 代位弁済額



(単位:百万円、%)

代位弁済額	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	構成比
区市町制度	2,359	1,861	1,389	998	1,100	31.7
全国共通制度	1,496	834	1,057	904	283	8.1
提携保証	2,009	1,784	1,757	1,387	1,483	42.7
その他	990	663	748	671	608	17.5
合計	6,853	5,142	4,951	3,960	3,473	100.0

# 平成30年度事業報告

## 当年度の業績

平成30年度の業績は次のとおりとなりました。

### ●基本財産・支払準備率

(単位:百万円、%)

基本財産	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比
金額	33,182	33,835	34,270	101.3

(単位:%)

支払準備率	平成28年度	平成29年度	平成30年度	増減ポイント
	17.94	19.56	20.25	0.69

当年度は基金準備金に435百万円の繰入を行い、基本財産は34,270百万円となりました。

流動資産から借入金を控除した支払準備資産(代位弁済に支障をきたさないための準備資金)の保証債務残高に対する割合で示す支払準備率(経理基準により2.0%以上必要)は20.25%となり、前年度に対し0.69ポイント増加しました。

### ●保証業務

(単位:百万円、%)

保証承諾	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比
件数	8,604	8,501	9,193	108.1
金額	103,711	98,823	107,807	109.1

(単位:百万円、%)

保証債務残高	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比
件数	37,010	35,226	33,988	96.5
金額	301,312	279,841	273,644	97.8

創業関連保証、経営承継関連保証、経営力強化保証、事業再生計画実施関連保証等の各種政策保証、地方自治体の各種融資制度、金融機関との提携保証等、中小企業・小規模事業者の資金ニーズに対応した保証制度を継続的かつ積極的に推進するとともに、引き続き、当協会独自の信用保証料率の各種割引制度についても、景気の回復が地域中小企業・小規模事業者まで十分に及んでいないことを考慮し、平成30年度末までさらに1年間延長し、継続した支援を行いました。

平成30年7月豪雨により、被害を受けた中小企業・小規模事業者に対しては、国や地方自治体の災害関係の保証制度による事業の再建、継続や資金繰りの安定化支援に努め、併せて、災害関係の保証制度に信用保証料率を割り引く「豪雨復旧支援割引」を創設し、被災した中小企業・小規模事業者の負担軽減を図りました。災害復興に係る資金需要の増加により、保証承諾は件数、金額ともに前年度実績を上回りましたが、セーフティネット保証等の償還が進んだことにより、保証債務残高は前年度実績を下回りました。

### ●代位弁済・求償権の管理

(単位:百万円、%)

代位弁済	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比
件数	545	458	497	108.5
金額	4,951	3,960	3,473	87.7
代位弁済率	1.63	1.37	1.26	▲0.11

(単位:百万円、%)

求償権回収	平成28年度	平成29年度	平成30年度	前年比
完済件数	167	135	133	98.5
金額	2,076	1,502	1,262	84.0

景気の緩やかな拡大により企業倒産は抑制されており、加えて、業績低迷等により資金繰りに支障をきたす恐れがある中小企業・小規模事業者に対しては、金融機関や中小企業支援機関等と連携して、岡山経営安定サポート2018事業を活用した専門家派遣等を行い、適切な助言や経営改善の提案を行うとともに、ランクアップサポートチームを編成し、条件変更をしている中小企業・小規模事業者へのリファイナンスによる金融の正常化支援を行う等、期中管理や経営支援を強化した効果もあり、代位弁済は金額ベースで減少し、保証債務平均残高に対する代位弁済率も前年度実績を下回りました。

回収目標額の進捗状況を管理し、回収強化を図りましたが、代位弁済額の減少、破産等の法的整理や無担保・第三者保証人非徴求の求償権が増加したことに加え、事業再生支援に伴う求償権消滅保証等の減少により、求償権回収(元金及び損害金)は前年度実績を下回りました。

## 外部評価委員の評価

当協会は、業績の客観的な評価を行うことを目的として、外部評価委員会を設置しています。

平成30年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見等につきましては、当協会ホームページ(<http://okayama-cgc.or.jp/>)に掲載しています。

# 収支計算書

【平成30年4月1日から平成31年3月31日】 (単位:千円)

## 保証料

保証ご利用の際に中小企業の方からいただく信用保証料です。

## 責任共有負担金

金融機関との適切な責任共有を図るため、金融機関から協会への負担金として交付を受けたものを計上しています。

## 責任共有負担金納付金

上記の責任共有負担金のうち、日本公庫へ納付した金額を計上しています。

## 求償権償却

当年度末求償権のうち法的整理の結果、回収不能となって償却した額や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

## 求償権償却準備金繰入

協会資産の健全性を保つため、求償権の回収不能額として一定の割合を積み立てています。

## 当期収支差額

基本財産・収支差額変動準備金に全額組み入れ、当協会が健全な経営を行い公共的使命を果たしていく上で必要な基本財産等の充実に図ります。

## 預け金利息、有価証券利息・配当金

金融機関に預け入れた預金の受取利息と有価証券等からの利息配当金です。

## 信用保険料

日本公庫へ支払う信用保険料です。

## 求償権補てん金戻入

代位弁済により日本公庫から受領した保険金と地方公共団体等から受領した損失補償金からなっています。

## 責任準備金繰入

将来の不測の事態に備えて年度末の保証債務の額に対して一定の割合を積み立てています。

科目	金額
経常収入	3,941,256
保証料	2,961,689
預け金利息	4,304
有価証券利息・配当金	521,972
調査料	0
延滞保証料	3,824
損害金	12,248
事務補助金	39,404
責任共有負担金	374,671
雑収入	23,143
経常支出	2,721,069
業務費	1,000,132
借入金利息	0
信用保険料	1,712,594
責任共有負担金納付金	2,456
雑支出	5,887
経常収支差額	1,220,187
経常外収入	4,837,808
償却求償権回収金	141,468
責任準備金戻入	1,680,486
求償権償却準備金戻入	207,449
求償権補てん金戻入	2,807,408
保険金	2,544,264
損失補償補てん金	263,144
補助金	0
その他収入	998
経常外支出	5,188,579
求償権償却	3,332,987
譲受債権償却	0
有価証券償却	0
雑勘定償却	8,400
退職金	339
責任準備金繰入	1,642,827
求償権償却準備金繰入	203,789
その他支出	239
経常外収支差額	▲ 350,771
制度改革促進基金取崩額	0
収支差額変動準備金取崩額	0
当期収支差額	869,416
収支差額変動準備金繰入額	434,000
基本財産繰入額	435,416

## 貸借対照表

【平成31年3月31日現在】

(単位:千円)

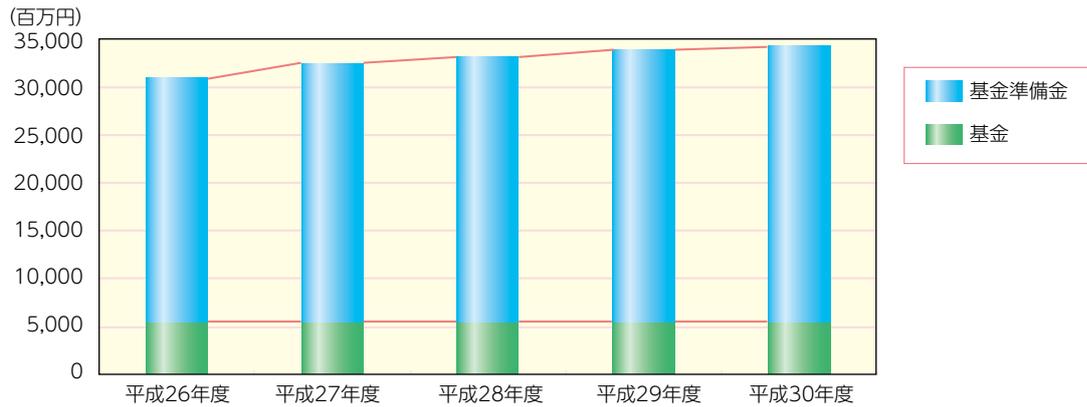
借 方		貸 方		
科 目	金 額	科 目	金 額	
現金、預け金 代位弁済の支払準備資産等として金融機関へ預け入れしています。	現金	1,295	基本財産	34,269,981
	預け金	5,842,488	基金	5,508,065
有価証券 安全有利な資産運用を行うため、政府保証債・地方債などを保有しています。	金銭信託	0	基金準備金	28,761,916
	有価証券	49,583,707	制度改革促進基金	0
ファンド出資 官民共同で中小企業者の再生、経営改善を支援する「おかやま活性化ファンド」に出資しています。	その他有価証券	5,538	収支差額変動準備金	14,922,000
	新株予約権	0	責任準備金	1,642,827
	ファンド出資	5,538	求償権償却準備金	203,789
求償権 経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金並びに償却(回収困難なもの、及び日本公庫からの保険金及び地方公共団体・全国信用保証協会連合会からの損失補償補てん金を受領したものを)を控除した額です。	不動産・不動産	1,450,226	退職給与引当金	833,020
	事業用不動産	1,413,920	損失補償金	26,580,795
	事業用動産	36,306	保証債務	273,643,827
	所有動産・不動産	0	求償権補てん金	0
保証債務 保証債務残高を計上しています。	損失補償金見返	26,580,795	借入金	0
	保証債務見返	273,643,827	雑勘定	6,848,833
未経過保険料 当年度中に日本公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。	求償権	837,184	仮受金	80,971
	譲受債権	0	保険納付金	71,330
未経過保証料 受入保証料のうち翌事業年度以降に係る部分を計上しています。	雑勘定	1,000,012	損失補償納付金	8,278
	仮払金	1,116	未経過保証料	6,685,915
基本財産 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」及び過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。	保証金	0	未払保険料	1,794
	厚生基金	152,412	未払費用	546
	連合会勘定	0		
	未収利息	81,531		
合計	358,945,072	合計	358,945,072	

## 基本財産の推移

当年度は当期収支差額のうち、435百万円を基金準備金へ繰り入れ、当年度末の基本財産は34,270百万円となりました。

(単位:千円)

年 度	基本財産	基 金	基金準備金
平成26年度	30,920,651	5,508,065	25,412,587
平成27年度	32,510,565	5,508,065	27,002,501
平成28年度	33,181,770	5,508,065	27,673,705
平成29年度	33,834,565	5,508,065	28,326,500
平成30年度	34,269,981	5,508,065	28,761,916



## 基本財産の構成

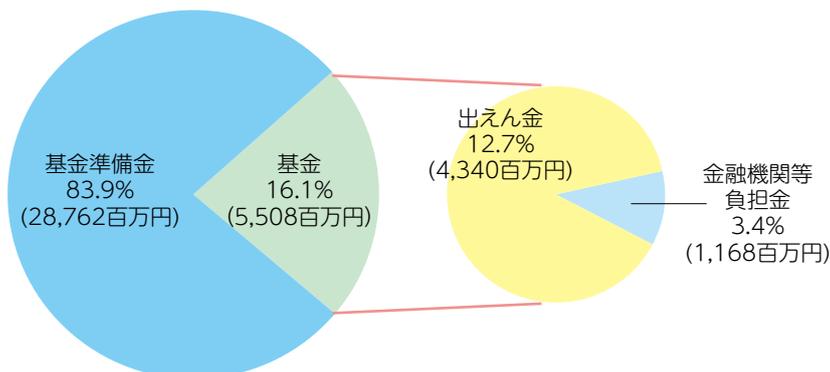
基本財産は「基金」と「基金準備金」で構成されています。

「基金」は保証協会外部からの拠出である「出えん金」と「金融機関等負担金」から成ります。

「基金準備金」は、毎事業年度の収支差額の一部を基本財産に繰り入れた累計で、当協会の自己造成資金です。

(単位:千円、%)

基本財産	金 額		構成比
	基 金	5,508,065	16.1
	出 え ん 金	4,340,231	12.7
	金融機関等負担金	1,167,834	3.4
基金準備金	28,761,916	83.9	



# 平成30年度～令和2年度 中期事業計画

## 業務運営方針

「中小企業の経営の改善発達を促進するための中小企業信用保険法等の一部を改正する法律」を受け、中小企業・小規模事業者に対する経営支援を業務の柱の一つとして取り組むための組織体制を整備し、金融機関や商工会、商工会議所及び岡山県産業振興財団等の中小企業支援機関との連携・協力のもと、金融支援に加えきめ細かな経営支援・事業再生支援・創業支援等に積極的に取り組みます。

こうした取組により、中小企業・小規模事業者の成長発展のみならず事業の持続的発展を支援し、ひいては、地域経済の持続的な成長と活性化に貢献します。

加えて、求償権の回収の促進に努めるとともに、回収業務の効率化を推進し、信用補完制度の安定化に寄与します。

内部統制面においては、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理体制等の充実・強化を行い、高い透明性と健全性を確保します。また、激変している社会・経済環境、協会を取り巻く環境に適時・的確に対応するための人材育成にもより一層注力します。

これらを総合的に実施し、顧客サービスをより一層向上させ、中小企業・小規模事業者の良きパートナーとして、「ガンバル中小企業者の可能性を力強くアシストする信用保証協会」の実現を図ります。

## 1. 個々の中小企業の実情に応じた適切な支援策の提供

- ① 経営支援・事業再生支援の充実・強化
- ② 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組の推進
- ③ 創業支援・事業承継支援の充実、強化
- ④ 地方創生等への貢献を果たすための取組の推進
- ⑤ 期中支援・管理の強化
- ⑥ 求償権管理の強化・効率化

## 2. 地域密着型の業務推進

- ① 中小企業者との接点強化
- ② 金融機関との連携強化
- ③ 関係機関との連携強化
- ④ 広報活動の充実

## 3. 人事と組織の活性化

- ① 組織の活性化と強化
- ② 人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

## 4. コンプライアンスの徹底

## 5. 危機管理体制の強化

# 令和元年度経営計画

## ●保証部門

### 【現状認識】

景気は緩やかに拡大しつつあるものの、中小企業者においては波及の実感が乏しく、近年深刻化している人手不足や後継者不在問題、さらには本年10月に予定されている消費税率引き上げ後の経済環境の変化等の懸念材料もあることから、中小企業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、楽観できない状況にあります。このような状況の中で、中小企業者の金融の円滑化を担う当協会の役割は大きく、金融機関や中小企業支援機関等との連携を強化し、中小企業者に寄り添った金融支援、経営支援及び創業・事業承継支援等に積極的に取り組む必要があります。また、中小企業者の多様なニーズに応じるため、個々の実情を的確に把握し、きめ細かな対応に努めることで、一層の顧客満足度の向上を図っていく必要があります。

### (1)経営改善・生産性向上に向けた取組の推進

中小企業者に対するきめ細かな対応を徹底し、中小企業者の経営課題を的確に把握することで、適時・適切な各種支援に取り組むとともに、金融機関の中小企業者に対する支援方針に着眼し、柔軟に保証付融資とプロパー融資を組み合わせるリスク分担に努めます。また、平成22年度から実施している当協会独自の信用保証料率の各種割引制度については、中小企業支援策の一環として、令和2年3月末まで1年間延長します。さらに、生産性の向上を目指す中小企業者に対して適切な助言や改善提案等を行うとともに、必要に応じて、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金補助事業」(以下「経営支援強化促進補助事業」という。)を活用し、専門家を派遣することによって、中小企業者の経営改善や生産性向上に繋げていきます。

### (2)創業支援の充実、強化

金融機関や中小企業支援機関等と連携し、創業セミナーや創業スクールへの職員の講師派遣や女性創業者支援等により、積極的な創業支援に努めます。また、創業予定者や創業後間もない中小企業者に対しては、引き続き協会内に相談窓口として「創業サポートデスク」を設置するほか、「経営支援強化促進補助事業」を活用して、専門家派遣や定期的なモニタリングによるフォローアップ等を実施することで、創業支援の充実・強化を図ります。

### (3)事業承継支援の充実、強化

岡山県事業承継ネットワーク等と連携し、事業承継の課題を抱える中小企業者等に対して、事業承継に係る各種保証制度や、「経営支援強化促進補助事業」の専門家派遣等の活用を提案することで、事業承継支援の充実・強化を図ります。また、新たな当協会独自の信用保証料率の割引制度「事業承継支援割引」を創設し、事業承継関連保証制度を利用する中小企業者の信用保証料負担の軽減を図ることで、中小企業者の円滑な事業承継を支援します。

### (4)地方創生等への貢献を果たすための取組の推進

地域に根ざした保証協会として、積極的な創業支援はもとより、当協会独自の信用保証料率の割引制度「おかやま創生割引」を引き続き実施します。また、地方創生に一層の貢献を果たすべく、再生ファンド等への出資を検討します。さらに、平成30年7月豪雨により直接被害を受けた地域の復旧復興にはまだ時間を要することから、被災した中小企業者が安心して事業の再建を行うことができるように、地方自治体や金融機関等と連携した支援を行います。

### (5)中小企業者との接点強化

企業訪問等により経営者と直接対話する機会を積極的に設け、信用保証制度に対する新たなニーズや改善点を探り、提案型の金融支援及び経営支援を行うことでより良いサービスの提供に努めます。また、設備資金や創業資金を利用した中小企業者への企業訪問を実施し、保証後のフォローアップを行うことで、「顔の見える協会」として中小企業者に寄り添い、顧客目線の支援に取り組めます。

### (6)金融機関との連携強化

金融機関本部・営業店への定期的な訪問や、当協会主催の金融機関合同勉強会等を継続的に開催することで、金融機関との協調体制を充実させ、適時・的確な対応がとれるよう連携を強化します。

### (7)関係機関との連携強化

岡山県産業振興財団や商工会・商工会議所が開催する金融相談会への定期的な参加により、中小企業支援機関の取組みや地域中小企業者の現状・ニーズを的確に把握し、事業の持続的発展に必要な経営支援に取り組んでいきます。また、中小企業支援機関が実施する支援メニュー等については、個々の中小企業者の実情に応じて情報提供すべく、関係機関との連携を強化します。

### (8)広報活動の充実

ホームページや、各種メディア媒体等を活用し、支援メニュー等のタイムリーな情報発信に努めます。また、当協会創立70周年を機に制作したイメージキャラクター「さしまるくん」の広報物等への積極的な活用により、協会に対する親しみやすさを醸成するとともに、発信する内容については、中小企業者や金融機関等に見やすくわかりやすい内容となるよう、広報活動の改善・充実に努めます。

## ●期中管理・経営支援部門

### 【現状認識】

県内の景気動向は、長期間にわたって緩やかに拡大しつつあることに加え、資金繰りに支障をきたしている中小企業者に対する金融機関や中小企業支援機関等と連携した金融支援や経営改善支援の効果もあり、代位弁済は減少傾向にあります。一方で、返済緩和中の保証債務残高は依然として高い水準にあり、いまだ業績改善の見通しが立たない中小企業者も少なからず存在しています。近年深刻化している人手不足や後継者不在問題、さらには、本年10月に予定されている消費税率引き上げ後の経済環境の変化等の懸念材料もあることから、中小企業者を取り巻く経営環境は依然として厳しく、楽観できない状況にあります。中小企業者の現状や課題を的確に把握するため、金融機関や中小企業支援機関等との連携を強化し、経営の安定に支障をきたしている中小企業者に対しては、金融支援にとどまらず、コンサルティング機能を十分に発揮し、きめ細かな経営改善支援に取り組む必要があります。

#### (1)経営支援・事業再生支援の充実・強化

中小企業者の経営改善・事業再生を着実に進めるために、金融機関、商工会、商工会議所及び岡山県産業振興財団等の中小企業支援機関と連携し、きめ細かな支援に取り組みます。

##### ①中小企業支援ネットワーク、経営サポート会議の活用・推進

当協会が事務局を担う「岡山県中小企業支援ネットワーク会議」を関係支援機関との情報交換の場として活用します。また、その下部組織である「経営サポート会議」を積極的に活用することで、個々の中小企業者の課題・問題点の把握に努め、金融支援と経営支援の両面を一体的に実施します。

##### ②事業再生支援体制の充実

岡山県中小企業再生支援協議会、中小企業支援機関、金融機関の再生支援部署等との連携を強化し、求償権DDS・求償権消滅保証等を活用することで、再生企業の計画実現に向けて積極的な支援を行います。また、再生ファンドを活用し、中小企業者の事業再生支援に努めます。

#### (2)返済緩和先や経営の安定に不安を抱える先に対する正常化支援・再生支援の実施

##### ①経営支援強化促進補助事業の利用促進

返済緩和の条件変更を行っている先や業績低迷等により資金繰りに支障をきたす恐れがある先に対しては、「経営支援強化促進補助事業」を活用し、専門家派遣等による適切な助言や経営改善の提案等を行い、正常化支援に努めます。

##### ②ランクアップ支援の強化

専任職員を配置し編成したランクアップサポートチームを中心に、返済緩和を行っている先に対して、事業再生資金・経営力強化保証・事業再生計画実施関連保証(経営改善サポート保証)を活用し、保証口数整理やリファイナンスによる早期の金融正常化支援を行います。

#### (3)金融機関との連携強化による早期の現状把握と適時・的確な措置の実施

金融機関より事故報告受領後には、金融機関との連携のもと、中小企業者の現状把握を速やかに行い、再生の可能性を見極め、再生の可能性があると判断した場合には、金融機関と連携し、条件変更や借換による一本化等、中小企業者の実情に応じた再生支援に努めます。一方、代位弁済が不可避な先については、速やかに代位弁済の手続きを行います。

#### (4)期中支援の強化

金融機関との連携を密にし、業況の変化が著しい中小企業者に対しては、企業訪問等を実施することで、速やかな現状把握に努め、必要に応じて中小企業支援機関や専門家の支援を要請し、全面的に支えていきます。また、創業間もない小規模事業者に対しても企業訪問の実施等、きめ細かな支援を行い、事業活動の継続・発展に努めます。

#### (5)岡山経営安定サポート2018事業のフォローアップの実施

平成30年度に実施した「岡山経営安定サポート2018事業」のうち、「計画策定コース」を利用し計画策定を行った中小企業者に対しては、企業訪問等を実施し、その後の事業計画の進捗状況をモニタリングします。

## ●回収部門

### 【現状認識】

破産等の法的整理、第三者保証人の原則非徴求や有担保求償権の減少により、求償権の回収は年々困難さを増しています。このような中、中小企業庁金融課から発出された「回収業務に関する留意事項」及び「信用保証制度のあり方等に関する研究会」において検討された「回収の基本ポリシー」に基づき、経営者の再チャレンジの目線を取り入れた対応を進めつつ、管理コストを考慮した取組みにも努め、効率性を重視した管理・回収を行うことが必要です。

#### (1)求償権の効率的な管理

代位弁済案件については初動の調査・交渉等を徹底し、個々の求償権の現状を把握し、早期に回収の最大化を図ります。また、求償権先の状況に応じて、各種法的措置や担保不動産の早期処分等を効率的に実施し、回収見込みがない場合には管理事務停止・求償権整理事務を進めます。

#### (2)再生支援への取組

代位弁済後も事業継続中等事業再生が見込まれる中小企業者については、金融機関や中小企業支援機関等と連携し、求償権DDS・求償権消滅保証等を活用した事業再生支援に取り組みます。また、経営者保証に関するガイドラインに基づく対応による経営者の再起や、一部弁済による連帯保証債務免除ガイドラインに基づく連帯保証人の生活再生の支援に取り組みます。

## ●その他間接部門

### 【現状認識】

信用保証協会に求められる役割は、金融支援、経営支援、創業支援、事業承継支援等多岐にわたり、重要度も増えています。当協会がそれらの役割を担いながら、より一層の顧客満足度の向上を図っていくためには、協会業務の多様化、高度化に対応できる人材の育成を図るとともに、組織の活性化と強化が必要です。また、健全かつ適正な業務運営を図るため、コンプライアンスの徹底、情報管理・危機管理等の内部統制、検査体制のより一層の充実、さらに、次期基幹共同システム(COMMONシステム)への確実な移行を実現すべく、業務運営や事務取扱の見直し等に職員一丸となって取り組む必要があります。

#### (1)組織の活性化と強化

##### ①組織体制の整備

信用保証協会法等の改正に対応すべく実施した組織変更後の各部門における課題を抽出し、業務の合理化・効率化に向けた改善を検討・実施していきます。また、働き方改革への対応を着実・的確に進め、職員が働きやすく、活躍しやすい職場環境を作り、労働生産性を向上させていきます。

##### ②組織体制の維持

長期的な視点での計画的な採用実施のために、採用活動のあり方について見直しを検討していきます。また、若手職員への技能伝承を通じた組織力の強化のため、永年協会に従事し豊富な知識と経験を有する職員の雇用のあり方についても検討していきます。

##### ③女性職員の活躍推進

女性創業塾や女性創業セミナーへの講師派遣等を通じて創業関連事業に積極的に関与し、創業塾や創業セミナー受講者の創業意欲を高めることで起業を促し、地域活性化に繋げていきます。

##### ④次期基幹共同システム(COMMONシステム)移行への対応

電算システム運用の安全性・安定性、将来的な協会業務の統一化や電子化への対応の容易性を考慮し、令和2年11月にシステム移行を予定している次期基幹共同システム(COMMONシステム)への移行作業に組織を挙げて取り組みます。また、地方自治体や金融機関等の関係機関へは、移行後の業務運営や事務取扱の見直し等を丁寧に説明し、理解を求めます。

#### (2)人材育成による組織力の強化と職員の資質向上

##### ①職員研修の充実

中小企業者の抱える課題解決に向けた助言・提案の出来る人材育成のために、中小企業診断士等を養成します。また、連合会主催の階層別・課題別研修等へ積極的に参加するとともに、協会内においても外部講師を招聘し、若手層から中堅層を対象とした独自の階層別研修等を実施することで組織力の強化を図ります。

##### ②ワークライフバランスの推進

ワークライフバランスの観点から、仕事と生活に調和とメリハリのある時間の活用を推進し、職員一人ひとりが柔軟で豊かな発想力を高めることを目指します。また、フィランソロピー活動等への参加を奨励し、平時から社会人として地域社会に根ざし貢献できる人材の育成に努めます。

#### (3)コンプライアンスの徹底

##### ①コンプライアンス体制の充実・強化

公的機関である信用保証協会の社会的使命を果たすため、毎年策定している「コンプライアンス・プログラム」に基づき、引き続きコンプライアンス関連の全体研修や部署別研修を実施し、規程やコンプライアンスマニュアル等の周知徹底を図ります。また、コンプライアンス・チェックシートによる意識調査分析を行い、より一層のコンプライアンス体制の充実・強化に努め、コンプライアンスを重視した職務遂行を徹底します。

##### ②反社会的勢力の排除

反社会的勢力等に対しては、岡山県警察本部、岡山県暴力追放運動推進センターや金融機関等と連携し、組織的に一切の関係遮断に取り組みます。

##### ③各種情報の適切な管理

顧客情報や個人情報を含む機密情報の保護、不正利用の防止、情報漏えい防止を図るため、データ取扱状況の点検・監査を継続的に実施し、情報の適切な管理を図ります。

#### (4)危機管理体制の強化

自然災害発生等の緊急時に備え、事業継続計画をより実効性のあるものとするため、平時から研修や訓練を実施することにより、非常時でも業務運営に支障をきたすことがないように、危機管理体制を強化します。

(単位:百万円、%)

#### 事業計画

項 目	令和元年度	前年実績比
保 証 承 諾	103,227	95.8
保 証 債 務 残 高	262,382	95.9
代 位 弁 済	4,010	115.5
求 償 権 回 収	1,313	104.0

# 事業所のご案内

## 津山支所

〒708-8691  
津山市大手町3番の4  
TEL 0868-22-7276 FAX 0868-24-4471



## 本所

〒700-8732  
岡山市北区野田二丁目12番23号  
総務企画部、検査室  
TEL 086-243-1121 FAX 086-244-3823  
業務統括部  
●業務統括課  
TEL 086-243-1140 FAX 086-244-3807  
●管理統括課  
TEL 086-243-1123 FAX 086-244-3807  
●創業・経営支援統括課  
TEL 086-243-1124 FAX 086-244-3807  
保証経営支援部  
●保証事務課  
●保証経営支援一課  
●保証経営支援二課  
TEL 086-243-1122 FAX 086-244-3896



## 倉敷支所

〒710-8691  
倉敷市大島54番地2  
TEL 086-425-3103 FAX 086-426-6763



さにもるくん

## 岡山県信用保証協会協会イメージキャラクター 「さにもるくん」

晴れの国岡山県の太陽から生まれた「さにもるくん」。

- 名前の由来は英語の Sunny。
- 顔は、岡山県の形であるとともに、太陽の炎をモチーフにしています。
- 岡山県信用保証協会のイメージカラーであるブルーのマントをつけています。

令和元年8月発行

岡山県信用保証協会 総務企画部 企画情報課

〒700-8732  
岡山市北区野田二丁目12番23号  
TEL 086-243-1121  
<http://okayama-cgc.or.jp/>

